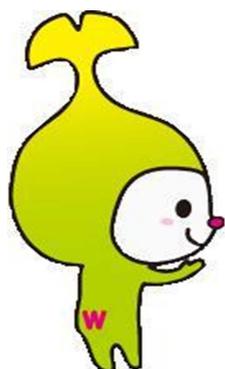


# 公 募 要 領

## 和光市役所本庁舎案内板設置事業者



©和光市

令和6年2月

■この応募に関する問い合わせ先■

和光市 総務部 総権課 庶務管財担当

TEL 048-424-9093

# 本庁舎案内板設置事業者公募スケジュール

## 1 公募要領公表

令和6年2月1日（木）～ 令和6年2月15日（木）

総務人権課窓口にて配布するほか、和光市ホームページに掲載します。

総務人権課窓口での配布については、土曜、日曜及び祝日は行いません。



## 2 質問受付（メール受付のみ）

令和6年2月1日（木）～ 令和6年2月7日（水） 17時15分

公募質問書（様式1-2）を使用して電子メールで提出してください。

質問方法の詳細は、当要領の5ページに記載してあります。

受付した質問と回答は、順次とりまとめて令和6年2月13日（火）までに和光市ホームページに掲載します。



## 3 申込書受付（持参・郵送）

### 【持参の場合】

応募期間：令和6年2月1日（木）～ 令和6年2月15日（木） ※土曜、日曜及び祝日を除く。

受付時間：8時30分から17時15分まで（ただし、12時00分から13時00分までを除く）

提出先：和光市役所行政棟3階総務課窓口

### 【郵送の場合】

応募期間：令和6年2月1日（木）～ 令和6年2月15日（木） ※消印有効

郵送方法：必要に応じ簡易書留をご利用ください。普通郵便でも応募可能です。

宛先：〒351-0192 和光市広沢1-5

和光市役所 総務部総務課庶務管財担当



## 4 設置事業者の決定

令和6年2月下旬まで

選定委員会を開催の上、当該委員会で設置事業者を決定し、その旨を書面にて通知します。



## 5 賃貸借契約の締結

令和6年3月中旬まで

設置事業者決定後、速やかに現地調査を実施し、設置計画について市の承認を得た上で市有財産賃貸借契約書（別紙3）を取り交わしていただきます。

## 目 次

1	目的	1
2	和光市庁舎の概要	1
3	公募内容	1
4	応募資格要件	2
5	申込方法	2
6	決定方法	5
7	失格事由	5
8	契約締結	5
9	設置工事	5
10	運用管理	5
11	その他	5
12	質疑応答の方法	5
13	担当	6

## 添 付 資 料

- 1 和光市案内板設置事業仕様書（別紙1）
- 2 貸付場所位置図（別紙2）
- 3 市有財産賃貸借契約書案（別紙3）
- 4 各種様式
  - (1) 応募申込書（様式1）
  - (2) 公募質問書（様式1-2）
  - (3) 誓約書（様式2）
  - (4) 賃貸借料提案書（様式3）

## 和光市案内板設置事業者公募要領

### 1 目的

市の自主財源の確保、市有財産の余剰スペースの有効利用、及び来庁者に対する利便性の向上を図ることを目的とし、和光市庁舎内に案内地図及び庁舎案内表示板等（以下、「案内板」という。）を製作・設置し、維持管理する事業者（以下「設置事業者」という。）を公募します。

### 2 和光市庁舎の概要

#### (1) 開庁日及び開庁時間

ア 月曜日から金曜日まで（ただし、祝日及び12/29～1/3を除く）

8時30分から17時15分まで

イ 毎月第3土曜日

8時30分から12時00分まで

#### (2) 参考数値 和光市の人口84,728人(令和6年1月1日現在)

### 3 公募内容

#### (1) 設置機器

和光市案内板設置事業仕様書（別紙1）を参照

#### (2) 貸付場所

和光市案内板設置事業仕様書（別紙1）を参照

#### (3) 貸付期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

#### (4) 費用負担

設置事業者は、次の費用を負担してください。

##### ア 行政財産の貸付料

※ 設置事業者が提案する年額とします。ただし、最低貸付料64,000円を下回った場合は失格とします。

※ 提案していただいた当該貸付料は、年度分を一括し、市が発行する納入通知書によりお支払いください。

※ 貸付期間中の各年度において1年未満の端数が生じた場合は、日割り計算で算出した金額とします。なお、日割り計算で算出した金額に1,000円未満の端数がある場合は、端数金額を切り上げるものとします。

##### イ 電気料

製品カタログ等により申告する消費電力を基に算出した電気料金とします。ただし、電気を使用しない場合はこの限りではありません。

##### ウ 設置費用

案内板の設置に係るすべての費用（電源工事が必要な場合、その費用も含む）

##### エ 原状回復費用

設置期間終了後の原状回復に係る費用。ただし、同一事業者が継続して設置する場合は、この限りではない。

オ その他

運用にかかる全ての費用

#### 4 応募資格要件

応募者は、次の要件をすべて満たす法人とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定(一般競争入札に参加させないことができる事由など)に該当しない者であること
- (2) 次の申立てがなされていない者であること
  - ア 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
  - イ 会社更生法第17条に基づく更正手続開始の申立て
  - ウ 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立て
- (3) 和光市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づき、現に入札参加停止措置を受けていない者であること
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税、埼玉県税並びに和光市税等を滞納していない者であること
- (5) 次に該当しない者であること
  - ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
  - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

#### 5 申込方法

- (1) 応募期間及び提出方法 … 以下を参考に、持参又は郵送の方法により、提出してください。
  - ア 持参の場合
    - (ア) 応募期間 令和6年2月1日(木)～2月15日(木)
    - (イ) 受付時間 8時30分から17時15分まで(土曜、日曜及び祝日を除く)  
※ただし、12時00分から13時00分までを除く
    - (ウ) 提出先 和光市総務部総務課庶務管財担当(和光市役所行政棟3階)
  - イ 郵送の場合
    - (ア) 応募期間 令和6年2月1日(木)～2月15日(木) ※消印有効
    - (イ) 送付先 〒351-0192 和光市広沢1-5  
和光市役所 総務部総務課庶務管財担当

(2) 提出書類 … 提出いただいた書類は返却いたしません。ご了承ください。

① **1部**提出する書類

※下記の書類をA4ファイルに綴じ込んだ上で、提出してください。

ア 応募申込書(様式1)

イ 資格審査書類

(ア) 誓約書(様式2)

(イ) 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(写し可)

※申込日時点において発行から3か月以内のもの

(ウ) 下表に示す法人税、消費税及び地方消費税、埼玉県税並びに和光市税に未納がないことの証明書(写し可)

証明書の種類	消費税及び 地方消費税※1	法人税 ※1	法人 事業税	法人 県民税	法人 市民税
証明書交付機関	国 税務署	国 税務署	埼玉県 県税事務所	埼玉県 県税事務所	和光市 収納課
和光市内に本店、支店 (営業所)を有する業者	○	○	○	○	○
和光市外で埼玉県内に 本店、支店(営業所)を有 する業者	○	○	○	○	
埼玉県内に本店、支店 (営業所)を有しない業者	○	○			

※1 税務署で発行する納税証明書「その3の3」を提出してください。

(注1) 証明書は申請時において3か月以内のものを各1部提出してください(写し可)。

(注2) 消費税及び地方消費税の免税業者又は非課税業者の方も、納税証明書が必要です。

(注3) 各証明書はそれぞれ直前1か年度分を提出してください。

② **5部**提出する書類

※ 下記のア～エの書類を1セットとして黒紐やホッチキス等で綴じた上で提出してください。なお、書類は上からア～エの順番で綴ってください。詳細は、次ページを参照してください。

ア 賃貸借料提案書(様式3)

1年度分の賃貸借料(※消費税抜き額)を記入してください。

イ 企画提案書(任意様式)

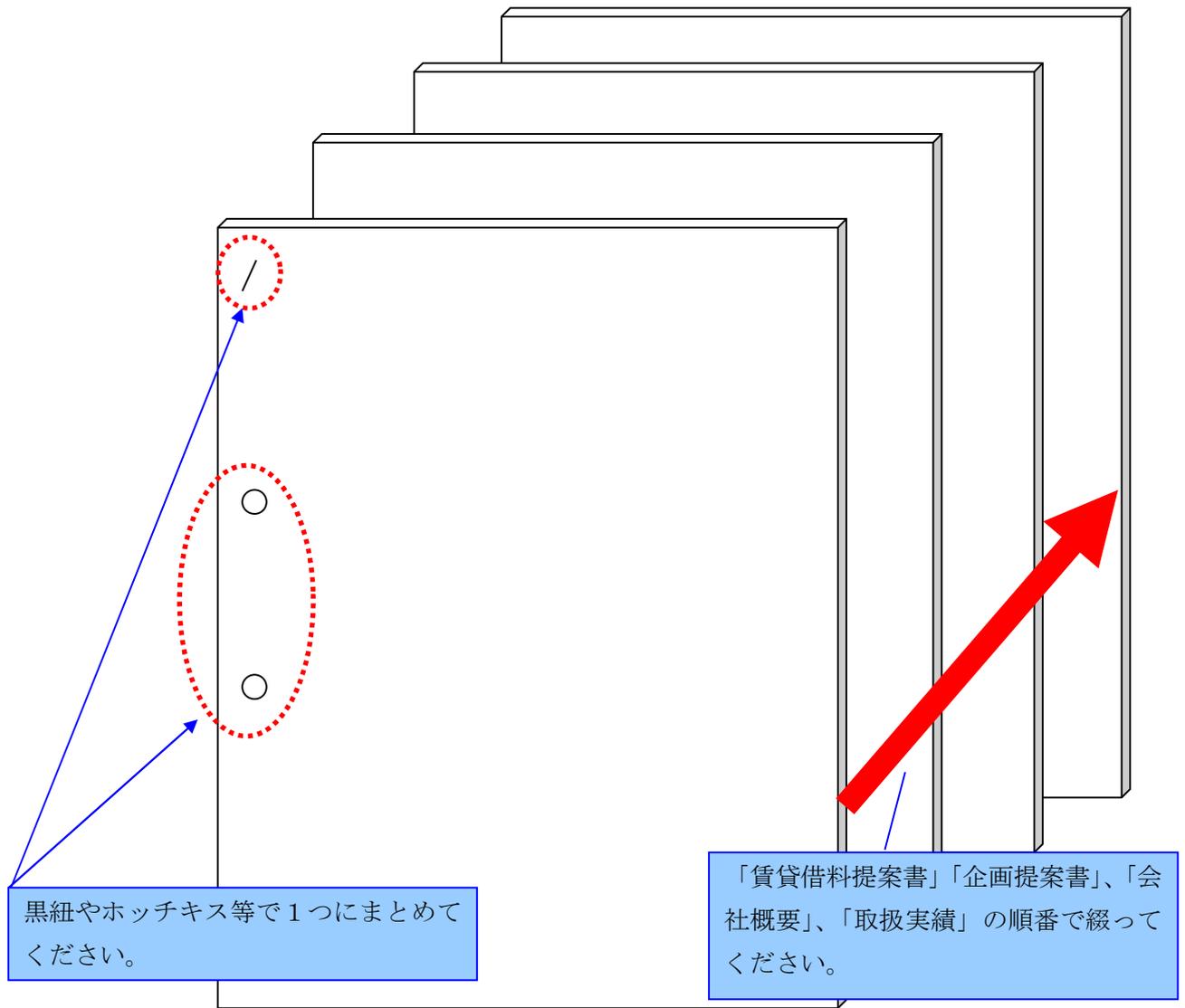
様式は任意としますが、案内板のサイズ、レイアウト図、その他設置予定の案内板についてのメリット等を記載したものの提出をお願いいたします。

なお、電気を使用する場合、消費電力量を明記してください。

ウ 会社概要(任意様式)

エ 取扱実績(任意様式) …任意提出とします。

【②の書類の綴り方】



## 6 決定方法

- (1) 提出された申込書類を基に、応募者の資格及び提案する機器の仕様について審査を行い、要件を満たしている応募者を対象に設置事業者の選定を行います。
- (2) 和光市職員が評価委員として構成した選定委員会で、提出いただいた提案内容を評価し、その評価点の合計点が最も高い応募者を設置事業者として選定します。評価点の最も高い応募者が2者以上あるときは、くじ引きにより決定するものとします。評価委員1人当たりの評価点の内訳は以下のとおりとなります。
  - ア 案内板の企画提案内容 (10点)
  - イ 提案価格 (10点)※計20点満点とします。
- (3) 選考結果については、応募されたすべての事業者に書面で通知します。また、設置事業者については、市のホームページにおいても公表します。

なお、設置事業者が辞退し、又は決定を取り消された場合には、次順位の者を設置事業者とします。
- (4) 応募が現設置事業者のみで、現在と同等の賃貸借料かつ現設置機器を継続して設置する提案をした場合は、(2)の選定委員会は行わず、現設置事業者が継続して設置事業者として決定します。

## 7 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 「4 応募資格要件」に該当しないことが確認された場合
- (3) 最低貸付料を下回る額の提案をした場合

## 8 契約締結

設置事業者は、市と事前協議を行い、案内表示板設置計画図（電気配線図等含む）を提出し、承認を受けた上で、市有財産賃貸借契約（別紙3）を締結してください。

なお、契約額は、提案額に消費税額を含めた額とします。

## 9 設置工事

設置工事は、賃貸借契約締結後に着工してください。

## 10 運用管理

- (1) 故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応することとします。
- (2) 上記について、速やかに保守をすることとします。

## 11 その他

応募に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とします。

## 12 質疑応答の方法

この公募要領の内容に関する質疑は、次により行うものとします。

- (1) 提出書類  
公募質問書（様式1-2）

(2) 受付期間

令和6年2月1日(木)～令和6年2月7日(水) 17時15分

(3) 提出方法

電子メールでの提出とし、件名を次のとおりとしてください。

件名：「(企業名・提出日)「案内板」に関する質問」

また、開封確認メッセージ付きのメールとするなど、受取りが確認できるようにしてください。

(4) 提出先

和光市総務部総務課庶務管財担当

E-mail : [a0400@city.wako.lg.jp](mailto:a0400@city.wako.lg.jp)

(5) 回答方法

質疑に対する回答は、市のホームページにおいて、企業名等を伏せて掲載します。

13 担当(提出・問い合わせ先)

和光市総務部総務課庶務管財担当

〒351-0192 和光市広沢1番5号

E-mail : [a0400@city.wako.lg.jp](mailto:a0400@city.wako.lg.jp)

電話 048-424-9093 ファクス 048-464-1234